　第１０号議案

　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年品川区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。